

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 技術資料印刷・製本業務(オープンカウンタ方式)
栃木県鹿沼市上南摩町字神谷2958番地4
- 2 納入場所 独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所 思川開発建設所 南摩ダム管理棟
- 3 履行期間 契約締結の翌日から30日間
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 参加資格 当機構における、一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。
- 3 見積書等
 - 1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りします。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAX又は電子メールによる。(※FAX番号又はメールアドレスは、4)に記載された番号) なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 令和7年6月23日 16:00 まで
 - 4)提出先 独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所
FAX 0277-97-3300 (メールアドレス)nyukei.watarase@water.go.jp
 - 5)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴収において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年6月24日16:00までとします。
 - 6)その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 その他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

技術資料印刷・製本業務

仕 様 書

令和 7 年 6 月

独立行政法人水資源機構
渡良瀬川ダム総合管理所 思川開発建設所

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1 適 用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所思川開発建設所（以下「機構」という。）が実施する、「技術資料印刷・製本業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務内容

2-1 業務場所（納品場所）

栃木県鹿沼市上南摩町字神谷 2958 番地 4

独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所 思川開発建設所 南摩ダム管理棟（仮称）

2-2 業務の概要

印刷・製本他 一式

第3節 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から 30 日間とする。

第4節 資料の貸与

本業務の貸与資料は、次のとおりである。

- (1) 「利根川水系南摩川 南摩ダム 基本設計会議 【試験湛水】 令和 6 年 10 月 23 日」(pdf 形式ファイル)
- (2) 「利根川水系南摩川 南摩ダム 基本設計会議 参考資料【試験湛水】 令和 6 年 10 月 23 日」(pdf 形式ファイル)
- (3) 「打合せ経緯」(pdf 形式ファイル)
- (4) 利根川水系南摩川 南摩ダム 基本設計会議資料（実施設計）【貯水池内地すべり】平成 30 年 3 月（印刷物）

第5節 機密の厳守

受注者は、貸与資料に関するすべての事項につき機密を厳守し、他に漏らしたり転用してはならない。

また、貸与資料の本業務以外での利用を一切禁止するとともに、貸与資料の必要がなくなった時には速やかにファイルを消去及び媒体を返却しなければならない。

第6節 成果品の帰属等

本業務で得られた成果品はすべて機構に帰属するものとする。

第7節 設計変更

仕様書で明記した事項に担当職員の指示又は協議によって大幅な変更が生じた場合は、原則として設計変更を行うものとする。

第8節 疑義等

本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、担当職員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1節 業務概要

本業務は、機構が pdf 形式で貸与する資料の印刷・製本等を行うものである。

第2節 印刷・製本

2-1 表紙印刷

(1) 表紙、背表紙に印刷する文字は「黒色」一色とする。

表紙には以下の文字を印刷するものとするが、字体、文字の配置は第1章第4節(4)に記載する貸与資料と同じとする。

表紙、背表紙文字

利根川水系南摩川 南摩ダム 基本設計会議資料 【試験湛水】 令和6年10月 独立行政法人水資源機構 思川開発建設所

(2) 表紙の材質は、ファンシーペーパー（レザック 66）とする。色は、第1章第4節(4)に記載する貸与資料と同じ規格とする。同等品は不可とする。

2-2 本文印刷

(1) 印刷は A4 版両面印刷とする。また、白黒、フルカラー混合印刷とする。

(2) 構成は第1章第4節(4)に記載する貸与資料と同じとする。

(3) 貸与資料から原稿を出力し、電子複写とする。

サイズ：A4 判

原稿頁数：907 頁（A4 モノクロ 288 頁、A4 カラー619 頁）

なお、原稿とは別に、第1章第4節(1)～(3)の各先頭に色上質紙（中厚口）で区切りを挿入し、第1章第4節(2)の各章頭にも別色で区切りを挿入するものとする。

用紙：本文は、第1章第4節(4)に記載する貸与資料と同じ規格とし、区切り紙は色上質紙とする。

2-3 製本

製本は、A4 判、無線とじとする。

第3節 提出物

提出部数は次のとおりとする。

(1) 製本 15 部

以 上

様式第 2 号

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和 7 年 6 月 1 1 日に交付された技術資料印刷・製本業務の見積依頼書等を受領しました。

<連絡先>

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじ用数値として 3 ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。